

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）

改正案

現行

（周知の方法）

第三十八条 法第二十七条第一項第三号に規定する保安業務に係る法第三十四条第一項の経済産業省令で定める基準は、その保安業務に係る一般消費者等に対し、供給開始時及び二年に一回以上の回数で第二十七条各号の事項を記載した書面を配布し、同条各号の事項を周知させることとする。ただし、次の各号に掲げるものを所有又は占有する者にあつては供給開始時及び一年に一回以上の回数で行うこととする。

一 令別表第一に掲げる液化石油ガス用瞬間湯沸器（開放燃焼式のものに限る。）

二 令別表第一に掲げる液化石油ガス用瞬間湯沸器（前号に掲げるもの、密閉燃焼式のもの及び屋外式のものを除く。）、液化石油ガス用バーナー付ふろがま（密閉燃焼式のもの及び屋外式のものを除く。）又はふろがま（パイロットバーナー等に点火しなかつた場合及びパイロットバーナー等の炎が立ち消えした場合に、自動的にバーナーへの液化石油ガスの通路を閉ざす装置（パイロットバーナー等に自動的に再点火し、一定期間経過後も再点火しないときに、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざす装置を含む。）及び不完全燃焼する状態に至つた場合に当該燃焼器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有するものを除く。）

（周知の方法）

第三十八条 法第二十七条第一項第三号に規定する保安業務に係る法第三十四条第一項の経済産業省令で定める基準は、その保安業務に係る一般消費者等に対し、供給開始時及び二年に一回以上の回数で第二十七条各号の事項を記載した書面を配布し、同条各号の事項を周知させることとする。ただし、令別表第一に掲げる液化石油ガス用瞬間湯沸器（密閉燃焼式のもの及び屋外式のものを除く。）、液化石油ガス用バーナー付ふろがま（密閉燃焼式のもの及び屋外式のものを除く。）、パイロットバーナー等に点火しなかつた場合及びパイロットバーナー等の炎が立ち消えした場合に、自動的にバーナーへの液化石油ガスの通路を閉ざす装置（パイロットバーナー等に自動的に再点火し、一定期間経過後も再点火しないときに、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざす装置を含む。）及び不完全燃焼する状態に至つた場合に当該燃焼器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有するものを除く。）を所有又は占有する者にあつては供給開始時及び一年に一回以上の回数で行うこととする。